

フィルハーモニックオーケストラ・長崎 後援会「PON 倶楽部」規約 (H26. 1. 6 改訂)

〔名称〕

第1条 本会は、「フィルハーモニックオーケストラ・長崎 後援会」と称し、通称名を「PON 倶楽部」とします。
(PONとは、フィルハーモニックオーケストラ・長崎の英字表記 Philharmonic Orchestra Nagasaki の頭文字をとったものです。)

〔目的〕

第2条 本会は、フィルハーモニックオーケストラ・長崎(以下、「PON」という。)を支援することを目的とします。

〔会員〕

第3条 本会の会員は、本会の目的に賛同する個人及び団体をもって構成し、特別法人会員、法人会員、個人会員及び賛助会員とします。

〔入会・退会〕

第4条 [1]本会への入会を希望する時は、所定の入会申込書を PON の事務局に提出し、年会費(一口以上)を納入していただきます。
[2]本会からの退会を希望する時は、退会届を PON の事務局に提出していただきます。
[3]年会費は年度初めに納入することとし、引き続き2年間、会費の納入が無い場合は退会とみなし、会報の送付・会員の特典の給付を中止します。なお、未納の会費はご精算願います。

〔会員の要件〕

第5条 会員は以下の要件を満たすものとします。
[1]特別法人会員は年会費(一50,000円)を一口以上納めていただくこと。
[2]法人会員は年会費(一口20,000円)を一口以上納めていただくこと。
[3]個人会員は年会費(一口10,000円)を一口以上納めていただくこと。
[4]賛助会員は、年会費の代替として、同等の役務・サービスなどを提供されること。(当後援会の役員会が認めた場合に限ります。)

〔会員の期間〕

第6条 会員の期間は、第11条に則り毎年12月31日までとし、申し出がなければ自動的に更新するものとします。

〔会員特典〕

第7条 会員には以下の特典があります。
[1]定期演奏会など、PON主催の演奏会へご招待します。
有料の演奏会において、
特別法人会員は一口につき12枚、
法人会員は一口につき4枚、
個人会員は一口につき2枚、
賛助会員には役員会が決める枚数の チケットを進呈します。
[2]定期演奏会では、会員は一口につき2名様分の優先席を確保できます。(但し、事前に事務局へご連絡いただいた方に限ります。また、ご連絡がない場合でも、開演時刻まで一定数の後援会員席をご用意いたしますが、先着順とさせていただきます。)
[3]特別法人会員は、会員の社員等を対象とした割引チケットの申し込みができます。
[4]定期演奏会のプログラム及びPONホームページに会員名を掲載します(但し、匿名希望の方を除きます。)
[5]指揮者リハーサルをご覧いただけます。(但し、指揮者の許諾がある場合に限ります。)
[6]演奏会終了後のレセプションにご参加いただけます。(但し、参加費は実費をいただきます。)
[7]会報など、音楽情報をお届けします。
[8]演奏会の録音・録画等を鑑賞する「PON プレイバック」に無料でご参加いただけます。
[9]後援会員・定期会員限定販売の、当団の演奏の録音CDをご購入いただけます。

〔役員〕

第8条 本会に次の役員を置きます。
[1]会長 1名
[2]副会長 若干名
[3]会計 1名 PONの会計が兼務します。
[4]監事 1名 PONの監事が兼務します。

〔役員任期〕

第9条 役員任期は、特に定めません。

〔運営等〕

第10条 本会の運営等は、役員会及びPON運営委員会で行います。

〔会計年度〕

第11条 本会の会計年度は、毎年1月1日から、12月31日までとします。(但し、平成20年度については、平成19年9月15日から平成20年12月31日までを会計年度とします。)

〔その他〕

第12条 この規約に定めるものの他、必要な事項は、役員会とPON運営委員会が定めます。

附 則 この規約は、平成19年9月15日から施行します。
平成19年12月6日、一部改訂。26年1月6日一部改訂(下線部)。